

務	00	01	10年
(令和18年3月末まで保存)			

備 二 第 1 1 9 号

(警務、総推、生企、刑企、交企、備一、学校)

令和 7 年 1 1 月 1 2 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県警察新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱の制定について

青森県警察新型インフルエンザ等対策委員会の運営については、「青森県警察新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱の改正について」（平成26年2月21日付け青警本備二第332号。以下「旧要綱」という。）に基づき実施してきたところであるが、この度、別添のとおり新たに「青森県警察新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱」を制定したので、対応に万全を期されたい。

なお、旧要綱は、廃止する。

(本件担当)

警備第二課災害対策室（5752～5754）

別添

青森県警察新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 青森県警察本部に青森県警察新型インフルエンザ等対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、新型インフルエンザ等が発生した場合において、事態を的確に把握するとともに、県民の安全を確保するために必要な警察措置を的確に行うための諸対策を推進することを任務とする。

(構成及び運営)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

(1) 委員長 本部長

(2) 副委員長 警務部長

(3) 委員 総務室長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長、首席監察官、警察学校長

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

3 委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

(幹事会)

第4条 委員会の事務について委員会を補佐するとともに、新型インフルエンザ等が発生した場合において、事態を的確に把握するとともに、県民の安全を確保するために必要な警察措置を的確に行うための諸対策について検討し、その推進を図るため、委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

(1) 幹事長 警備部長

(2) 幹事 総務課長、広報課長、警務課長、会計課長、留置管理課長、総務事務推進課長、厚生課長、生活安全企画課長、生活保安課長、刑事企画課長、捜査第一課長、交通企画課長、交通規制課長、警備第一課長、警備第二課長、外事課長、警察学校副校長、通信庶務課長、その他幹事長が指定する者

3 委員会の運営に関するこの規定は、幹事会の運営について準用する。

(連絡室)

第5条 幹事会の事務について幹事会を補佐するため、幹事会に連絡室を置く。

2 連絡室は、室長、副室長及び室員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって

充てる。

- (1) 室 長 警備第二課長
- (2) 副室長 警備第二課災害対策室長
- (3) 室 員 幹事の属する課の課長補佐（同相当職を含む。）、その他室長が指定する者

3 委員会の運営に関するこの要綱の規定は、連絡室の運営について準用する。

（庶務）

第6条 委員会、幹事会及び連絡室の庶務は、警備第二課において処理する。